

開放型の定義（案）に対する意見等

平成27年6月26日 公共施設再配置推進課作成

機能補完補助における開放型自治会館の定義について(案) 平成27年5月21日

1 新たに建設する自治会館の取扱方針について

開放型自治会館などの建設等に係る支援として、従来の補助に加えて、機能補完補助を設け、建物は現在の補助率に15%（全体の75%）、用地は20%（全体の50%）の補助率を上乗せする方針が決定しています。

建物 上限1,800万 機能補完補助適用の場合 上限なし

現在の補助 60%	機能補完補助 15%	自治会自己負担 25%
--------------	-----------------------	----------------

用地 上限1,050万 機能補完補助適用の場合 上限なし

現在の補助 30%	機能補完補助 20%	自治会自己負担 50%
--------------	-----------------------	----------------

【こ育】「開放型自治会館」の定義や目的について、前文を付したい。

【高介】新規建設の際の支援として、機能補完補助を設けるとしているが、すでに多くの自治会館で機能補完補助対象メニューの選択機能①②については、実施されています。建設補助ではなく、機能補完補助対象メニューにあげられた4つの事業を既存の自治会館で行う場合の補助はできないか。

⇒ 既存自治会館でレンタルスペースを設け、有料とした場合の税金分（固定資産税・消費税）を補助、貸館情報の公開、地域住民がボランティアで定期的にサロンを開催している自治会館への支援

【生学】補助メニューについて、地域への移譲ではなく、既存自治会館の老朽化による「建替え」の際、様々な機能（貸室、生涯学習、子どもの居場所、高齢者向けサロン事業）を持たせたいとの要望があった場合に、上乗せ補助を行うのか。

⇒ 建替の要望が、地元から出た場合には、要件を満たした全ての自治会館に上乗せ補助をせざるを得ないのではないか。

【市自】機能補完を目的とした事業の内容及び継続年数について、自治会組織は会長をはじめ役員が定期的に変わり、移譲当時の意思決定や方針が将来にわたって継承される保証がない。その為、自治会に対する担保として、事業内容や機能補完を継続する最低年数を補助金交付決定書に記載したり、覚書等を交わすべき。

【市自】機能補完を条件に建築費及び用地取得費の補助金を上乗せしていることから、その状況を把握する必要がある。その為に、自治会に補完している機能の所管課へ実績報告書等の提出を求めたい。

2 機能補完補助における「開放型自治会館」の定義（案）

自治会館だけの機能や使用にこだわらず、「開放型」として自治会館機能に加え、公の施設の機能補完的役割を有した多目的施設として、地域の力による地域住民に親しまれる開放された地域コミュニティ施設を目指すため、機能補完補助による上乘せ補助をもって「開放型」を推奨していくものです。

しかし、機能補完補助は、特定地域住民の地域施設にさらに税金を費やすものであるため、補助を採択するにあたり、公の役割を担う一定の条件設定が必要であると考えます。

- 視点 ・ 公の施設の機能補完をするなど、公の機能の役割を果たすこと
- ・ 地域による独立した独自性のある運営を目指すこと

(1) 機能補完補助対象メニュー（案）

「必須機能」かつ「選択機能から一つ以上」の機能を有すること

必須機能	レンタルスペース事業（公民館機能補完）	
選択機能	①	サロンのコミュニティ空間の提供 （児童館・老人いこいの家機能補完）
	②	公益目的事業 （高齢者福祉、子ども育成、健康増進等）
	③	自治会からの提案事業 （地域活性化事業等）

【市自】自治会が担う機能に応じて、担当課による継続的な支援が不可欠である。

【こ育】開放とは、「制限をなくして自由に出入りできること」であり、必須機能「レンタルスペース事業」のみでは不十分となる。選択機能にあるサロンのコミュニティ空間提供は必須だと考える。

【こ育】「2（1）表②」について、「子育て支援」を加えたい。

【生学】2（1）表中②の公益目的事業に「生涯学習」を加えていただきたい。

【市自】選択機能については、どの程度の事業規模や頻度で実施したことが機能補完になるのか、基準が必要。とりわけ、児童館・老人いこいの家の機能補完については、先に施設の移譲を受けた自治会が継続している機能を基準とするのか。

【生学】市標準の設定について、機能補完補助をする場合に、どの程度、公的機能を担うのか(年間実施日数、開館日等)基準を明確にする必要がある。
⇒ 準公的貸館(貸スペース)とするなら、利用料金や利用制限などについて、統一的な基準を設定する必要がある。

【生学】児童館にしても老人いこいの家にしても、地域に譲渡されるというのであれば、高齢社会への対応や子育て支援を進めていくこと踏まえれば、それぞれの機能をしっかりと残すべきではないか。
⇒ 当該定義2（1）の表にある必須機能に公民館だけでなく、児童館・老人いこいの家なども必須項目として入れるべきと考えます。
さらに言えば、すでにある各町内会の自治会館でもその機能を持つべきだと思います（今ある自治会館及び今後建て替えを行う自治開館全てに）。

3 各機能補完補助対象メニューについて

(1) 必須機能 レンタルスペース事業（公民館機能補完）

自治会館のレンタルスペースの実施。

「開放型」は、従来の公民館での貸室業務などの機能補完を期待しています。そこで、レンタルスペースとして、一般開放の貸館業務を必須機能とします。

必須とする理由は、機能補完として比較的事例も多く実現しやすいこと、また、開放による使用料を、維持管理や修繕費用などの財源とすることで、負担軽減を図ることができるからです。

また、開放対象としては、公の機能を補完するということから、会員のみならず、会員を含む団体に開放することを条件とします。

なお、使用料は、設定することが望ましいですが、自治会での判断となりますので、有料・無料は問いません。しかし、自治会館の空き時間を有効活用し、維持管理の財源として、使用料を設定することが良いのではないかと考えます。

(2) 選択機能

① サロンのコミュニティ空間の提供(児童館・老人いこいの家機能補完)

自治会館を地域住民に開放し、子どもから高齢者まで、地域住民が年齢に関係なく気軽に足に運び、飲食やおしゃべり、体操やゲームなどを通じ、仲間づくりや生きがいづくり、居場所づくりが実践できる、地域サロンのコミュニティ空間としての開放の実施。

できれば開放は毎日が望ましいですが、開放日を設け実施することも考えられます。

② 公益目的事業の実施

高齢者福祉・健康増進・子ども育成等の地域住民に寄与する公益目的事業の実施。

③ 自治会からの提案事業の実施

自治会からの提案による、地域の実情に合わせた独自性のある公の役割の機能を有する事業の実施。ただし、市が認めたものに限りです。

地域自らのやる気や発想力により、自治会館が、地域住民に親しまれる地域コミュニティ施設として有効活用されるための創意工夫と熱意ある提案に期待するものです。

【生学】公民館機能のあり方について、3-2（1）及び3（1）の、レンタルスペース事業「公民館機能補完」が必須と記載されていますが、「公民館の機能」等については、社会教育法に役割等が明記されており、貸館をするだけの施設に公民館を標ぼうすることはできないと考えます。誤解を与えないように公民館の機能補完という表現を避けていただきたい

⇒ 「レンタルスペース事業（公民館機能補完）」を「レンタルスペース事業（収益事業可）」に、「従来の公民館での貸室業務」を「従来の公共施設での貸室業務」に修正。

【市自】【生学】機能補完補助メニュー（案）について、レンタルスペース事業（開放型）による使用料で維持管理の負担軽減を図ることができるとしているが、一方で諸負担が生じることの説明も必要。特にレンタルスペース事業が税法上の収益事業にあたる場合、申告や納税が求められる事について、事前の周知が必要。

【生学】児童館の機能は、どの程度維持するか明確にし、自治会が対応できるかを考える必要がある。

（例）児童館機能として、子どもたちの居場所づくりがあるが、譲渡された自治会が、毎日、一定の時間、開館することができるかなど。

⇒ 担当課であることも育成課及び自治会を担当する市民自治振興課と詳細を検討する。

【生学】児童館は居場所のない子どもたちが、安心して利用することができる「居場所」としての機能を持っていることから、その補完機能についても開放型自治会館に「子どもの居場所」の設置を必須としていただき、児童館の機能補完に漏れ（子どもの居場所がなくなる）が無いように明確すること。

【生学】び3（2）②の公益目的事業に「生涯学習」を加えていただきたい。

【こ育】「3（2）③」で「市が認めたもの」とあるが、委譲後の施設運用について、市が口を出すことは難しいのではないかと。市がどのように指導していくのか、またそれはどの部署が担当するのかなど、現実的な議論をすすめる必要がある。